

教育委員会 平成22年度 1月定例会会議録

平成23年1月19日（水）鎌倉市役所 全員協議会室

9時30分開会、 10時30分閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、山田委員、朝比奈委員、熊代教育長

傍聴者 6人

（会議経過）

仲村委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより1月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

本日の会議録署名委員を林委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

（1） 委員長報告

仲村委員長

10日に成人式があったが、開幕前から騒がしく私も注意をした。やじが飛んだり酒に酔った人もいた様であった。新聞には何も載ってはいなかったが、今までになく騒がしかった。

（2） 教育長報告

特になし

（3） 部長報告

教育総務部長

市議会12月定例会についてご報告する。平成22年市議会12月定例会は、12月1日から12月16日まで16日間の会期で行われた。12月1日から7日までの4日間に一般質問が行われ、教育総務部関連では4名の議員から質問があった。主な質問の概要は次のとおりであった。

神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子議員から「発達障害をはじめとする支援の必要な子

ども・青少年への施策について」として、義務教育中に不登校だったこどもがその後に自立と社会参加ができずに引きこもっている状況をどう捉えているか、また、発達障害児を対象とした通級指導教室の開設の時期、その必要性、今後の通級指導教室設置の考え方についての質問があった。

無所属の山田直人議員から「学校図書館について」として、学校図書館の蔵書の現状、利用促進のための取組、運営や利用に関する課題と解決に向けた取組、親しみやすい学校図書館としての相対評価と今後のあり方について。また、学校図書館の教員の利用状況と改善の方向性、教材研究のための図書購入検討の現状と今後の方向性について。また、学校図書館の地域開放の課題、市立図書館と学校図書館の連携をするためのデータベース化の進捗状況について質問があった。

次に、鎌倉無所属の会の安川健人議員から、「ごみの問題」に関連して学校での3R・環境教育の現状と今後についての質問があった。

次に、公明党鎌倉市議会議員団の西岡幸子議員から、「高校生の就学支援全般について」として、今回設置した高校生への新たな就学援助金の周知方法と応募状況、給付の時期、応募者数と予算との関係、今後の取組、就学支援への考え方についての質問があった。また、大学進学についての就学支援の内容、高校生への周知の必要性、ホームページでの広報の取組、高校を中退した生徒への指導・相談の体制、頼られる教師を育てるための取組やその必要性をどう考えるかについての質問があった。

12月8日に開かれた文教常任委員会では、議案「平成22年度鎌倉市一般会計補正予算」のうち教育総務部所管部分の審議と、「小学校給食調理業務の民間委託について」の報告及び「少人数学級の早期実現を求める意見書の提出について」の陳情の審議が行われた。主な質問の概要は次のとおりであった。

補正予算に関連する報告事項「小学校給食調理業務の民間委託について」は、日本共産党鎌倉市議会議員団の小田嶋敏浩議員から、今年度末退職予定の調理員数及び来年度の配置見込み、保護者への説明会の予定、給食調理業務委託の法的な問題についての質問があった。神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子議員からは、今後の民間委託計画について、委託校の給食運営委員会での保護者との関係について、鎌倉みらいの前川綾子議員からは、委託校での保護者から出された意見とその反映について、また地産地消の考えをどう取り入れているか、などという質疑の結果、了承された。

次に、議案「平成22年度鎌倉市一般会計補正予算」のうち教育総務部所管部分については、神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子議員から、学級支援員の増加時間数および支援員に期待されること、専門的な視野の必要性、支援員の養成や研修の必要性について質問があった。鎌倉無所属の会の高橋浩司議員から、教師用図書の費用と数について質問があり、鎌倉みらいの前川綾子議員からは、学級支援員の確保について、支援員の研修の必要性、などの質問があった。総務常任委員会への送付意見はなかった。

次に、「少人数学級の早期実現を求める意見書の提出についての陳情」については、無所属の松中健治議員から、今後の鎌倉の児童生徒数・教室数の推移、教室の確保についての質問があっ

た。鎌倉みらいの前川綾子議員からは、少人数学級実施による教室や予算の確保とその費用についてと、教室が確保できない場合は少人数学級が出来るのか否か、3年生までを少人数学級で行うことが陳情採択されているがまだ実施されていないことについての質問があった。無所属の渡辺隆議員から、少人数学級の検証及び検証結果について。鎌倉無所属の会の高橋浩司議員から、複式学級、副校長制度について。神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子議員から、国が40人学級を見直す社会的背景について。日本共産党鎌倉市議会議員団の小田嶋敏浩議員から、国の予算の状況、教育委員会の少人数学級に対する考え方についての質問があり、その後全委員が意見書を出すべきとの意見を述べた。その結果この陳情は総員の挙手により採択された。また12月16日の本会議においても総員の挙手により採択され、意見書が国に提出されることとなった。

生涯学習部長

一般質問で3名の議員から質問があった。

神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子議員から、「共同事業としての図書館振興事業の効果について」の質問があった。

鎌倉無所属の会の高橋浩司議員から、「埋蔵文化財の出土品について」として、寄附の流れと管理・確認、整理の完了時期や国の補助について、国宝館に預けている件数・評価と確認等についての質問があった。「国宝館の収蔵品台帳について」はデジタル化して管理したらどうかという意見があった。「市全体の寄付について」、条件を付しての指定寄附はあるか質問があり、吉屋信子記念館の一般公開の日数を増やせないかとの要望があった。「鏑木記念美術館について」は、寄附の形態、ご遺族との話し合いの状況について質問があり、展示は清方のものに限られているが、伊東深水など弟子の作品についても展示出来るようにして欲しいという要望があった。次に「美術品について」、どういうものがあるのか、10万円以上のものは何点あるのか、美術品等の保管について監査としてどう対応しているか、美術品等を現在各課で管理している為、管理状況のチェックが不十分であると思うがいかがかという質問があった。次に、「鎌倉文学館について」、収蔵資料の件数、データ化されているものの件数、里見弴先生の遺品が川内市に貸し出されていることについて質問があった。また、財団は鎌倉芸術館の指定管理を行う為に作った所であるので、一旦解散すべきだと思うが、市長の考えはいかがかという質問があった。

無所属の山田直人議員からは、「読書活動支援センター、子ども読書活動推進連絡会の活動状況について」の質問があった。

12月8日に開催された文教常任委員会では「報告事項」として、薩摩川内市「川内まごころ文学館」への資料の貸出しについて。議案第65号として、指定管理者の指定について（鎌倉文学館）。陳情第36号鎌倉文学館指定管理者の選定をやり直す事を求める陳情。陳情第40号鎌倉文学館指定管理者の選定やり直しを求める陳情。陳情第41号2010鎌倉文学館指定管理者の選定に関し、市議会採決前に提出された疑問の精査、及び討議を求める事についての陳情。

以上5件は関連しているため一括して審議された。陳情に対する事務局の説明後、今後の審議

のためとして資料の請求があった。請求された資料は、無所属の松中健治議員から、教育委員会 11 月定例会の議事録と鎌倉市芸術文化振興財団の会議録、無所属の会の高橋浩司議員から、財団の平成 20 年・21 年度の決算報告のもとになる会計資料、薩摩川内市の調べた当時の財務記録、公明党鎌倉市議会議員団の納所輝次議員から指定管理者に応募すると決めた時の財団の議事録、以上 5 点の資料要求の確認を行った。その後質疑に入った。

神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子議員から、今回の選定委員会の審議について、行政には陳情に対する説明責任があると思うがいかがかという質問があった。この件については提出されている資料がまだ資料請求されたばかりなので継続審査案件となった。陳情報告事項も同様の扱いとなった。

次に議案第 70 号「平成 22 年度鎌倉市一般会計補正予算」について審議した。補正の内容は文化財課の賃金等の増額、鎌倉市文学館管理運営事業費の債務負担行為の 2 点である。無所属の会の高橋浩司議員から、文化財関係の補正予算は、緊急雇用対策事業か再整理事業のどちらで行うものなのか質問があり、出土品の再整理には何年もかかるが今後どうやるか、早目にやり方を整備して方針を決めてやっていかなければ予算要求しても駄目であるとの意見があった。これは審議が終わって、総務常任委員会への送付意見はなかった。

次に「報告事項」として、電子図書館サービスの実証実験について報告した。神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子議員から、総務省の平成 22 年度新 ICT 活用サービス創出支援事業として実施とのことだがこの事業は平成 23 年度はないのか、図書館所蔵資料のデジタル化はどのくらいの数を実施するのか、デジタル化することは良い方向と考えているのか、その後の計画はあるのか、モニターへのアンケートでは情報セキュリティーについての考えも聞くのか、クラウドコンピューターは便利な反面、セキュリティー上の不安要素があるといわれているがいかがか等の質問があり、デジタル化は電磁波の点では健康被害や環境問題に注意が必要だが、情報公開の点では優れている。実験結果を議会で報告願いたいという意見があった。

無所属の松中健治議員からは、今回の実証実験では図書館が負担する経費は殆どないということだが、総務省からこの事業に出ている金額はいかがか、実験後の取り組みはどう考えるのか、電子書籍には批判もあるし議論もある、教育関係や学校関係と議論する場はあるのかという質問があり、実験結果を参考資料でもいいから配って欲しいとの意見があった。

無所属の会の高橋浩司議員からは、中央図書館の他に鎌倉駅周辺のカフェ 5 店にも実証実験のための専用パソコンを設置する、とあるがどこかという質問があり、e モニターに案内を出して協力してもらったらどうかという意見があった。

鎌倉みらいの前川綾子議員から、モニターをこれから募集するならば学校も入れてはどうか、地域の図書館でも閲覧は可能かという質問があった。無所属の松中健治議員から、モニターは何人くらい募集するのかという質問があった。

質問・意見

仲村委員長

最初のページ学校教育の支援事業。引きこもりの連携とあるが、相談対象は中学生までか。

教育センター所長代理

特に中学生までと決まってない。一応青少年までという枠で受けている。

仲村委員長

中学卒業してもずっと相談業務を行っていくのか。

教育センター所長代理

高校卒業した方でも相談は受けている。

仲村委員長

例えば中学校を不登校で卒業した生徒のその後の実態はどうか。

教育センター所長代理

市としての調査はしていない。

仲村委員長

それは把握しておいた方が良いと思う。中学一年から不登校になり現在19歳だが、仕事をしても長続きせず自殺を考える人や、中学から不登校で自傷行為の跡があり、アルバイトも断られてしまう人もいる。社会参加が大変な人が何人もいる。実態を把握しておくことは大切なことだ。

(以上この報告は、総員の賛成により了承された。)

(4) 課長等報告

ア 鎌倉市生涯学習プラン修正版(案)について

生涯学習課課長代理

「鎌倉市生涯学習プラン修正版(案)」について報告する。議案集1ページをご覧ください。平成23年3月に計画期間が満了する「鎌倉市生涯学習プラン」について鎌倉市生涯学習推進協議会において5回にわたり協議・検討を重ねたところ、「生涯学習プラン」修正版(案)がまとまったので中間報告をする。

現行のプランで提唱されている、鎌倉市の目指す生涯学習社会を実現していくための理念や基本的な目標については継続して実施していくこと、これらの様々な課題については現行のプラン

においても、既に必要課題として視野にいたした中で様々な施策が示されていること等から、現行の生涯学習プランにおいて十分対応することが可能であるため、今回はプランの全面改定は行わずに、従来からの継続又は未解決の施策に加えて新たな課題の追加や社会情勢の変化に伴う表現等についての修正を主として行うこととし、現行のプランの骨子を活かしながら今後の10年を見据える中で作業を行なった。生涯学習プラン修正版について、主に修正を加えた部分につき、順次ご説明する。

2ページ第1章第1節「生涯学習の基本的な考え方と生涯学習プランの意義」では、平成18年度に改正された教育基本法に「生涯学習の理念」が明記され、誰もが自由に学習機会を選択して学ぶことができ、学んだ成果が適切に評価される、そのような生涯学習社会の実現を目指すとした「生涯学習の理念」と、生涯学習振興の重要性及びそのための基本的な考え方を記述している。また4ページの2では、本プランとかまくら教育プランの二つをもって本市の教育振興基本計画とすることを記述している。そのため本プランからは学校教育の推進の記述については削除してある。4では本プランの計画期間を明示している。5ページ第2節「鎌倉市の生涯学習を取り巻く背景」では、本市の地域的特性や6ページ～7ページにかけて、現プランの施策の方針についてこれまでの進捗状況や成果と今後の課題について整理している。続いて、8ページ～12ページにかけて第2章「基本構想」となる。8ページ第1節の「目的と視点」では、本市の地域特性を生かした豊かな生涯学習社会を実現する上で必要な視点として、1. 市民主導の生涯学習の推進 2. 市民一人ひとりの学習活動への支援 3. 生涯学習の一体的推進 4. 学習成果の活用と社会参加の促進 5. 市民との共働による生涯学習の振興 6. 生涯学習による豊かな地域づくりの6点を掲げている。また10ページ第2節では「基本目標」及びそれを実現するための「施策の方針」を定めている。「基本目標」として、1. 個性を尊重し、より豊かに生きることができ生涯学習社会の創造 2. 出会いと学びあいを大切にした、活力ある地域社会の創造 3. 自然環境や豊かな歴史的遺産・文化の継承と新たな市民文化の創造の3点を掲げ、これを実現する為の「施策の方針」として、1. 「生きる力」を育てる地域社会の創造と地域教育力の再生 2. 学習成果を活かした地域における学習交流の推進と社会参加の促進 3. 現代的課題に対応した多様な学習機会の提供 4. 学習環境の整備と充実 5. 世界に誇る歴史的遺産と豊かな自然を活用した学習環境の整備 6. 生涯学習センターを軸とする学習支援体制の整備と充実の6項目を定めている。なお当該項目については前プランを踏襲している。11ページ～12ページでは6項目の「施策の方針」の具体的内容を説明している。次に13ページから17ページが本プランの「施策の体系図」となる。18ページからが第3章「基本計画」になる。第2章「基本構想」で定めた施策の方針を実現するための施策の方向・施策・主な推進事業を示している。本章の各節ではそれぞれ本市が抱える課題を整理し、課題を解決する為に本市で取り組む施策、平成32年度を目標年度とする具体的な計画事業を列挙している。以上が生涯学習プラン修正版（案）の概要である。尚、記述については難解な語句には注釈を加え、注釈一覧を巻末に掲載する等、可能な限りわかりやすい表記に努めている。また平成22年12月13日から平成23年1月12日の1カ月間、市民からの意見を聴取するため意見公募を行った。それらの意見に対す

る市の考え方については現在まとめているところで、間もなくインターネット上において公開する予定である。また本プランの推進事業について、教育委員会内はもとより市長部局とも連携をとりながら推進すると共に、進行管理についても把握していきたいと考えている。

質問・意見

仲村委員長

22年度までは今年で終わって、これは23年度からのだろうか。

生涯学習課長代理

そのとおり。23年度から10年間の経過である。

仲村委員長

22年度までと今回は、基本的には変わらないか。

生涯学習課長代理

骨子については基本的には変わらないが、時代の潮流について中に取り込んでいったということである。

仲村委員長

分かりやすい平易な表現に心がけたというが、例えば、注釈はあるが「ソーシャルインクルージョン」とかは、分からない人が多いのではないか。もう少し日本語を大事にしていきたい。「ワークライフバランス」、「ボーダレス社会」とか、意味は分かるがこれは日本語ではない。何とかならないかといつも思う。日本人なのだから国語を大事にしていきたい。

生涯学習課長代理

その内容については協議会の中で話が出たのだが、例えば「ソーシャルインクルージョン」とか「フリーター」、「ニート」は一般的な言葉として定着しているということで、取り入れている。

仲村委員長

日本語に訳せと言われても難しいかもしれないが、何とか努力して、日本語にしてもらう訳にはいかないだろうか。作家とか詩人は一語一句に心血注いで言葉を作りだしているという話を聞いたことがあるが、ぜひ日本語でお願いしたい。

生涯学習課長代理

協議会の中でも議論があったが、こういう言葉については広く知っていただくという意味合い

もあり使用しているものである。

仲村委員長

私はむしろ日本語を先にして、かっこを付けて「ソーシャルインクルージョン」と書くならばいいと思う。国語教育の大事さが叫ばれている中、ぜひ日本語を大事にしていきたい。

生涯学習課課長代理

協議会が3月にもう一度行われるので、そのように努めるように検討する。

(報告事項アは了承された)

イ 行事予定(平成23年1月10日～平成23年2月9日)

教育総務部次長兼教育総務課長

教育総務部関係では、行事予定表(1)の第二中学校の見学会につきご報告させていただく。第二中学校は改築を進めてきたが、2月15日に完成、引き渡しが予定されている。については、市長・副市長を始め、市の関係者・教育委員・市議会議員、報道関係の皆様を対象とした見学会を記載の通り開催したいと考えている。詳細については改めてお知らせをさせていただきたいと思う。保護者の皆様、地域の皆様を対象とした完成式典については、3月19日に中学校の主催で開催が予定されている様なので、詳細が決まったらご報告させていただきたい。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第28号 鎌倉市教育委員会公印規則の一部改正について

仲村委員長

次に、日程2 議案第28号「鎌倉市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長

議案第28号「鎌倉市教育委員会公印規則の一部改正について」、提案理由の説明をする。議案集の5ページ～7ページを参照いただきたい。鎌倉市教育長印(番号入り)は、平成20年4月1日から生涯学習課長を管守者とする公印を新たに設けたことに伴い、鎌倉市教育委員会公印規則の一部改正を行った。しかしその際に、教育総務課長を管守者とする番号入りの教育長印を誤って記載をしていた。このため鎌倉市教育委員会公印規則第3条別表に記載されている、教育総務課長を管守者とする鎌倉市教育長印(番号入り)について、存在しない公印であるため、記

載の削除をしようとするものである。内容は議案集の7ページ、鎌倉市教育委員会公印規則新旧対照表をご参照いただきたい。表の中ほどに記載をされている鎌倉市教育長印（番号入り）のうち、管守者の「教育総務課長」・印材の「木材」・個数の「1」、この部分につき削除するとともに、別表の欄外の備考中、1行目の後半から2行目にかけて「管守者が所属する各部の所掌事務で」という下りがあるが、これを「管守者が所属する部の所掌事務で」と改めようとするものである。

質問・意見

仲村委員長

無い物があるようになっていたのか。

教育総務部次長兼教育総務課長

規則改正の際に、本来生涯学習課長の部分だけを記載すべき所を、併せて教育総務課長の部分についても印があるが如く記載を誤ってしまったという事である。

（第28号は原案通り可決された。）

3 議案第29号 平成23年度特別支援学級使用教科用図書（追加分）の採択について

仲村委員長

日程3 議案第29号「平成23年度特別支援学級使用教科用図書（追加分）の採択について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育指導課長

議案第29号「平成23年度特別支援学級使用教科用図書（追加分）の採択について」の内容をご説明する。議案集8ページ～16ページをご参照いただきたい。平成23年度に使用する特別支援学級使用教科用図書は7月14日定例会において議案集10ページ～16ページにある「平成23年度特別支援学級使用教科用図書希望図書一覧」の通り採択された。その後、文部科学省初等中等教育局教科書課長から、一覧表中、黒星印を付した10ページの国語及び14ページの美術の2種類の図書が品切れ等で供給不能等の為、図書の変更について依頼があった。これらの図書については、市内特別支援学級から使用希望が出ていたものだが、9ページの「平成23年度特別支援学級使用教科用図書希望図書（追加）一覧」にある3種類の図書に変更するため、それらを追加しようとするものである。

意見・質問

仲村委員長

これは前に採択された物が無いので、別の物を新しく採択して欲しいということか。

教育指導課長

その通りである。特別支援学級で使用する教科書は、個々の子どもに合わせてオーダーメイドしている。一覧表の中から選択をしたが、本年度2種類の教科書が品切れであるという報告で、他の物に変えて欲しいという事で設置校長会長の方と相談して、それに代わる物を更に一覧表の中から選んだ。鎌倉市としてはこの3種類を追加して希望図書一覧としていただきたいということである。

仲村委員長

美術は福音館書店1社が品切れだが、ここには2社がでていますが、これはどういうことか。

教育指導課長

美術の福音館から出ている教科書については、市内の二つの中学校が希望していたので問い合わせ、設置校長会経由で一つの学校が岩崎書店、もう一つの学校がブロンズ社という形で、別の物を希望してきたということである。

(議案第29号は原案通り可決された)

4 協議事項 鎌倉市職員定数条例の改正に係る協議について

仲村委員長

日程4 協議事項「鎌倉市職員定数条例の改正に係る協議について」を議題とする。協議内容の説明をお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長

協議事項「鎌倉市職員定数条例の改正に係る協議について」を説明する。議案集その2、1ページ～3ページをご参照いただきたい。市長から平成23年2月議会に「鎌倉市職員定数条例の改正について」の議案を提出するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、教育委員会の事務部局及び学校、その他の教育機関の職員定数を195人から146人に変更することについて協議の申し出があったため、協議内容につきお諮りをするものである。内容は議案集その2の3ページ、資料2をご覧ください。「鎌倉市職員定数条例第2条第1項第7号」では、「教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員定数は195人」とされているが、平成17年から実施をしてきた「鎌倉市第2次職員数適正化計画」

により平成22年4月1日時点で職員数が146人となっているため、現状に合わせて変更しようとするものである。なお協議内容につきご同意をいただけた場合、その旨市長あてに回答文を提出することになる。

質問・意見

林委員

195人から146人に減員しているのは、初めに計画がありそれに沿って減らしていったということか。

教育総務部次長兼教育総務課長

市全体で職員数適正化計画によって全体の職員数を削減しており、教育委員会の事務部局もその計画に沿ってこの数まで減員をしてきているという状況である。

林委員

この人数は教育指導課や教育センターなども含めての人数か。

教育総務部次長兼教育総務課長

その通りである。

林委員

今後、若手の先生の比率が高くなっていく中、教育指導課や教育センターが担う役割は変わってくるのではないかということ意見を言ってきた。今後もし増員する場合は、逆にこれを増やすという条例の案が、議案としてあがってくるということか。

教育総務部次長兼教育総務課長

今回、実態に合わせてこの数にしているので、今後の協議の中で教育委員会の職員の定数を増やしていくということであれば、変更していくという状況である。

林委員

現状に合わせて146人という訳ではなく、中長期的なビジョンに基づいて、増やすという方向性を示した上で、人数を多めにしておくことは出来ないか。

教育総務部長

第2次の職員適正化計画は今年度で終了する。また来年度、23年度4月以降に第3次の適正化計画を策定する。それに伴ってやっていくが、ベースは今の平成22年4月1日時点というところ

ころから適正化、適正化というのは、職員数を減らすというニュアンスの捉え方になるが、事務局の企画部からの説明では、他市に比べて鎌倉市は人数が多い部分があるので基本的には減らしていく方向だが、必要な所は増やしていくことも考えていくということである。教育委員会で140数名の新しい数になった場合に、そのベースの中で、もし一つの職場を増やしたいのであれば別の職場を減らすとか、そういった工夫も今後の取り組みかと思う。実際に数名減っている職場もあるが、今まで50人近く減ってきた理由は、民間業者による指定管理を取り入れたり、給食調理員や学校の技能員といった職員が辞めるに当たり補充せず民間の委託にしていく等の結果として減ってきたということである。50人全ての事務局の人間が一斉にいなくなったということではない。

仲村委員長

教育委員会で適正数として計画的に減らしてきたのではなく、全体の適正化計画で減らしてきた結果なので、これを追認しろというニュアンスか。

教育総務部長

基本的な考え方として、現業の職員に対する退職の不補充というのが大きなベースであり、民間で実施出来るものは民間に委託していく、そういうことを繰り返しやってきた結果として今の人数になっているということである。

仲村委員長

教育委員会としての適正数はこれぐらいというのはあるのか、ないのか。

教育総務部長

体制としての具体的な数字は持ち合わせてない。現在我々事務局でやっている業務については出来るだけ今の体制で取り組んでいきたい。ただ、市民に対する色々なサービスについては、民間にお願い出来るところはお願いしていくという考え方をベースに、その中で人員確保に取り組んでいるところである。

仲村委員長

今後、さらに減る可能性はあるのか。

教育総務部長

可能性としてはある。

林委員

第3次計画がこれからであれば、教職員の年齢構成比等の客観的な事実で今後の予想が出来る

部分もあると思う。教育指導課、教育指導センター等、投資をしなくてはいけない部分については、長期的に増員出来るような提案を、ぜひ教育委員会から市長部局にさせていただきたいと思う。

(「鎌倉市職員定数条例の改正に係る協議について」は、協議内容が同意された。)

仲村委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。1月定例会を閉会する。

教育委員会

会議録署名委員

(林委員)

